

八丈町国土強靱化地域計画

令和4年3月

八丈町 

目 次

第1章 国土強靱化の基本的考え方	1
第2章 対象とする災害と被害想定	6
第3章 脆弱性評価について	8
第4章 脆弱性評価及び推進方針	11
1. 直接死を最大限防ぐ	11
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	21
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	30
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	32
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	34
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	41
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	46
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	54
第5章 重点プログラムの設定	59
第6章 計画の推進	61
資料編	62

第1章 国土強靱化の基本的考え方

第1章

1.1 計画の目的

近年、巨大地震の切迫や台風の大規模化、多発する集中豪雨等、災害の発生によるリスクが一段と高まっている。現在、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組みを進めている。

強靱性とは「強くしてしなやか」という意味であり、「レジリエンス」とも言われている。国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）とは国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。

また、基本法では、市町村等は当該区域における国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、国土強靱化地域計画を定めることができることを規定している。

町においては、巨大地震や台風等の災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するための「八丈町国土強靱化地域計画」を策定することとした。

第2章

第3章

第4章

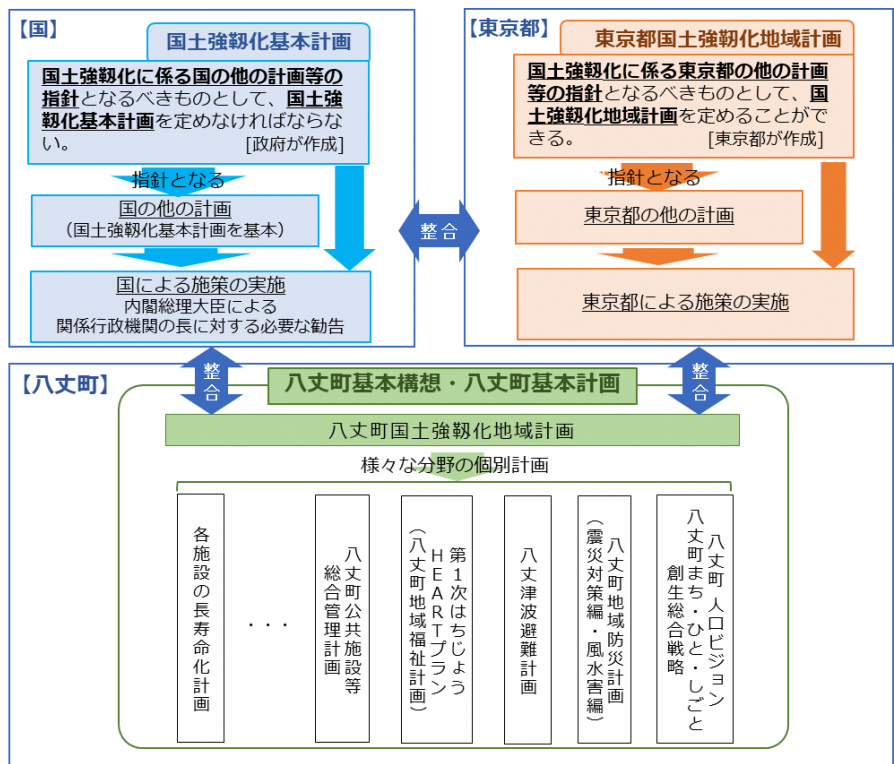
1.2 本計画の役割と位置付け

本計画は、八丈町のまちづくりの基本指針である八丈町基本構想・八丈町基本計画と整合・調和を図るものであり、国の国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画とも整合を図る。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進する。

第5章

第6章

資料編



1.3 計画期間

本計画は八丈町前期基本計画と整合を取り、令和4年度（2022年度）から、令和7年度（2025年度）の4年間とする。ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

1.4 基本目標等

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」を推進するため、下記の4つの基本目標と8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

1.5 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- ・ 町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたる。
- ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたる。
- ・ 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることで、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- ・ 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、行政、町民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

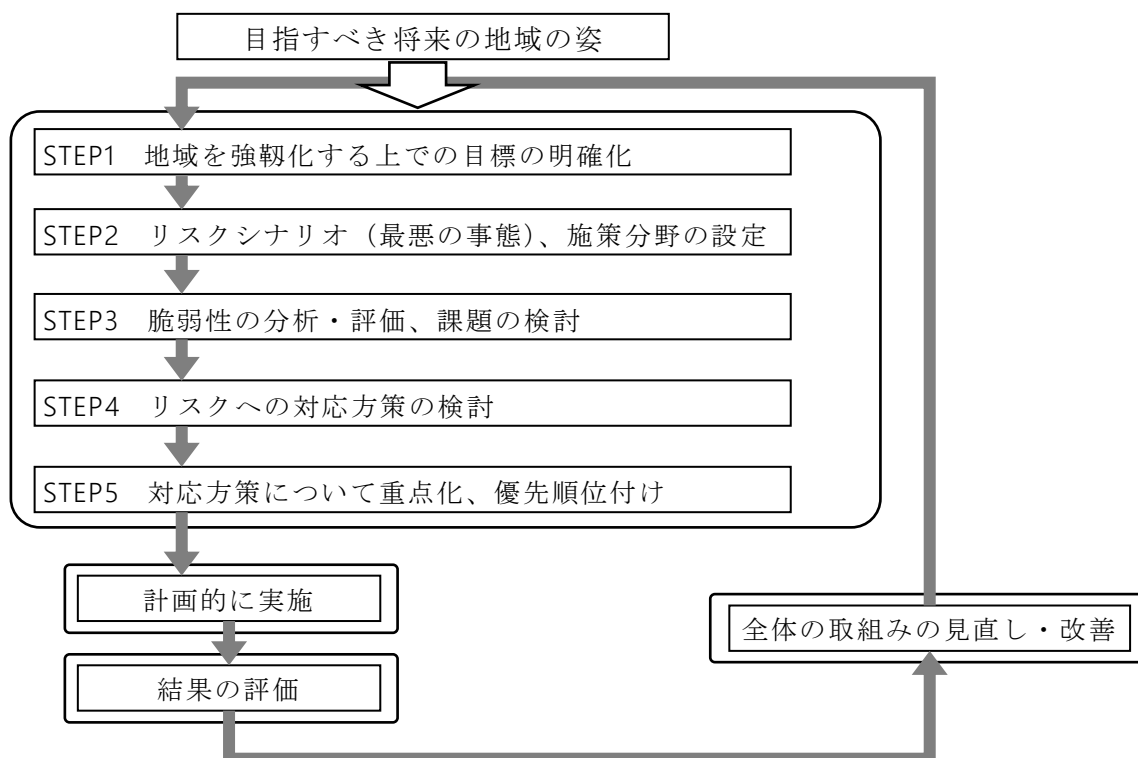
- ・ 人口の減少等に起因する町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用する等、自然との共生を図る。

1.6 基本的な進め方

町における強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりP D C Aサイクルを繰り返して進める。



第2章 対象とする災害と被害想定

2.1 八丈町の特性

2.1.1 地勢

町は、東京から南方 287km の海上に位置し、町域の面積は 69km² である。年代の異なる 2 つの火山（西山・東山）より形成されており、噴火年代の違いは、土地の土壌や植生に影響を与えている。気候は、黒潮暖流の影響を受け高温多湿で雨が多いことが特徴である。地質は、伊豆－小笠原島弧海溝系の活火山列上に位置する火山島であり、島の北西部の西山（八丈富士・標高 854.3m）と、南東部の東山（三原山・標高 700.9m）が接したまゆ型の地形を有する。

一般的に火山の寿命は 10 万年程度と考えられていることから、東山が今後噴火する確率は低い、西山は噴火活動を繰り返す可能性がある。

2.1.2 人口

町の人口は 7,042 人、世帯数は 3,767 世帯である。（令和 2 年国勢調査）

第二次大戦後の引き揚げ者等の流入によって、昭和 25 年に 12,887 人のピークに達した。しかし、その後次第に減少し始め、平成 2 年には 1 万人の大台を割り、平成 17 年には 9 千人を割った。今後もさらに減少傾向が続くものと予測している。

2.1.3 交通機関・道路

町の交通機関は、空港が 1 港、貨客船が停泊する主要港湾が 2 港のほか、路線バスを運行している。

2.2 対象とする災害

町に影響を及ぼすリスクは、自然災害の他に、新型コロナウイルス感染症の拡大等も含めた様々な事象が想定されるが、都計画においては、基本計画に準じて、自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、自然災害を対象とする。

また、自然災害の範囲は、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られる」及び「町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」という観点から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震・津波、高潮・台風・竜巻・豪雨・土砂災害等の

風水害、火山噴火等)とした。

なお、単独での発生だけでなく、自然災害発生後に大規模事故、パンデミックが発生する等、同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する。

災害種別ごとの災害履歴や被害想定は、八丈町地域防災計画や各種ハザードマップを参照する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第3章 脆弱性評価について

3.1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4つの基本目標、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、町の地域特性・災害特性や、町として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。設定したリスクシナリオは、以下の44項目である。

表 1 八丈町におけるリスクシナリオ

事前に備えるべき 8つの目標		No	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や建物における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	異常気象（台風・大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	防災意識の低さに伴う死傷者の発生
		1-7	避難行動要支援者への支援の不足等により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	防災拠点・避難施設等の被災による機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

事前に備えるべき 8つの目標		No	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」				
		5-3	燃料タンク等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	第1章			
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）				
		5-5	食料等の安定供給の停滞				
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				
		5-7	漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞による経済活動への影響				
		5-8	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞による経済活動への影響				
		6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	第2章
					6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-3	汚水処理施設等（合併浄化槽等）の長期間にわたる機能停止						
6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止						
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全						
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	第3章			
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生				
		7-3	沿道の建物倒壊に伴う閉塞				
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生				
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃				
		7-6	農地・森林等の被害、林野火災による土地の荒廃				
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	第4章			
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態				
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響				
				第5章			
				第6章			
				資料編			

3.2 脆弱性評価を行う施策分野

リスクシナリオを回避するために必要な施策について、地域の状況に応じて取り組むべき個別施策分野・横断的分野を設定した。

表 2 八丈町における施策分野

個別施策分野の設定	横断的分野の設定
①行財政・機構 ②資源・エネルギー ③情報通信 ④交通 ⑤住環境 ⑥関係人口・移住定住推進 ⑦自然公園・自然環境 ⑧防災 ⑨医療・保健・社会福祉 ⑩環境・衛生 ⑪産業	①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策 ⑤研究開発 ⑥文化・教育

第4章 脆弱性評価及び推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1.住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 災害に強い住空間の確保（総務課、企画財政課、建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 老朽化している既存町営住宅の建替えや長寿命化に取り組む必要がある。
- ・ また、人口減少化にともない空き家も増加しており、危険建物の対策を図るため、状況を把握することが課題となっている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自然との共生を図り、災害に強い住空間を確保するため、町営住宅の長寿命化、風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取り組みを行う。
- ・ なお、危険性が高まっている空き家について、必要に応じて所有者に対する適正な管理を促す。

(2) 公共施設の長寿命化・耐震化（企画財政課、住民課、教育課、建設課、福祉健

康課、産業観光課、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 学校教育系施設や公営住宅、コミュニティセンターをはじめとする公共建築物の整備をはじめ、八丈町基本構想を策定した平成 23（2011）年以降は、新庁舎、汚泥再生処理センター及び一般廃棄物処理施設の建設、南原スポーツ公園野球場、八丈プラザ公園や生活道路等の整備を行ってきた。
- ・ 今後、人口減少により、財源不足が深刻になることが予想されていることから、更新時期を迎えている施設への対応や耐震化、維持管理の簡素化等を計画的に進めていくことが課題となっている。
- ・ 一方で、公共施設は、避難所等災害時の応急対策の拠点として利用されることから、耐震化を図る必要がある。
- ・ これらの施設は、天井の落下や窓ガラスの飛散等の影響により、利用者への被害が懸念される。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

1. 直接死を最大限防ぐ

【強靱化の推進方針】

- ・ 公共施設等の更新時期を見据え、周辺施設との再編や利用用途拡大等も視野に、総量及び経費の縮減を図る。
- ・ 公共施設等の更新は、特定年度への集中を防ぎ、財政負担の平準化を図る。また、公共施設等の更新は、事後保全ではなく、計画的な予防保全を図る。
- ・ また、令和3年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

(3) 無電柱化の促進（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 電柱の倒壊による被害の防止等防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。

1-2.市街地や建物における大規模火災による多数の死傷者の発生

(1) 災害に強い住空間の確保（総務課、企画財政課、建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 老朽化している既存町営住宅の建替えや火災予防に取り組む必要がある。
- ・ また、人口減少化にともない空き家も増加しており、危険建物の対策を図るため、状況を把握することが課題となっている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自然との共生を図り、火災に強い住空間を確保するため、町営住宅の風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取り組みを行う。
- ・ なお、危険性が高まっている空き家について、必要に応じて所有者に対する適正な管理を促す。

(2) 出火、延焼等の防止 (消防本部)

【脆弱性の評価】

- ・ 防火水槽については計画的に整備をしているものの、用地の確保が課題となっている。防火水槽の耐震化も推進する必要がある。
- ・ 建築物の出火、延焼等の防止についても、経済的負担を考慮しながらも着実に推進していく必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 災害対策上重要な地域を中心に、計画的な防火水槽の設置を進める。また、防火水槽の耐震化を図る。
- ・ また、住宅用火災警報器の設置を促進する。

1-3.広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 海岸、海岸保全、港湾施設対策 (建設課)

【脆弱性の評価】

- ・ 対策の推進に当たっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び八丈支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して海岸保全施設等の整備を推進し、浸水被害を軽減するとともに、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

(2) 津波ハザードマップ、津波避難計画等の作成 (総務課)

【脆弱性の評価】

- ・ 平成23年に発生した東日本大震災では、主に太平洋沿岸地域では想定を上回る津波被害が発生した。これを受け、南海トラフ巨大地震による国の新たな被害想定が発表され、都は、平成25年5月に島ごとの詳細な被害想定を提示した。その後、国では、令和元年6月に「南海トラフ巨大地震の被害想定(施設等の被害・経済的な被害)(再計

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

1. 直接死を最大限防ぐ

算)」を発表した。町では、新たな被害想定に対応した防災対策の強化が求められている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップ及び八丈町津波避難計画を作成・更新する。
- ・ また、安全な避難経路や避難所の確保等、地域特性に応じた対策を講じることが必要である。

(3) 津波警報・注意報等の伝達体制の構築（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、町民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。
- ・ 町は、防災行政無線が届かないエリアへの対応や、避難行動要支援者への情報伝達手段の確保を検討する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、多様な送受信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、町民の安全の確保に取り組んでいく。

(4) 避難誘導體制の構築（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報が発令された際は、直ちに町民等に周知し、避難させる等の確かな措置を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波浸水想定に基づく安全な避難経路や避難所の確保、土砂災害警戒区域等にかかる避難路の対策、避難行動要支援者や観光客の避難支援体制を構築する。

(5) 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の実施（総務課、教育課）

【脆弱性の評価】

- ・ 津波、土砂災害等の災害の態様に応じた安全な避難方法等の普及啓発や、津波の危険性の更なる周知、浸透を図る。そのためには、町民の防災訓練参加者の増加が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を町民に広める。

1-4.大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(1) 砂防施設・森林整備（建設課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町は急峻な地形と火山地帯特有の透水性に富んだ地質のため、通常は流水が無く、その存在さえ判別しがたい溪流が39箇所存在する。末吉地域の芦川が昭和57年度に準用河川に指定されているが、そのほかは、「普通河川」となっている。八丈支庁では、土石流等による土砂災害の発生を抑制するため、普通河川の一部を砂防指定地に指定し（砂防河川）、砂防設備の整備と管理を進めている。
- ・ がけ地や急傾斜地の崩壊や土石流等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うこと等が特徴とされている。

【強靱化の推進方針】

- ・ がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 平成28年、29年の基礎調査をもとに町内合計562か所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち543か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成31年3月時点）

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、ハザードマップを公表する等、町民に対して情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

1. 直接死を最大限防ぐ

(3) 土砂災害警戒情報を踏まえた避難情報、避難体制の検討(総務課)

【脆弱性の評価】

- ・ 気象庁及び東京都建設局が発表する土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表される。

【強靱化の推進方針】

- ・ 避難指示等の発令基準について、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に策定・見直しを図る。
- ・ また、土砂災害防止法(第8条)に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項(情報の収集・伝達、避難指示等の発令基準、避難所の開設・運営、要配慮者への支援、防災意識の向上)を定め、円滑な避難体制を確保する。

(4) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供(総務課)

【脆弱性の評価】

- ・ 土砂災害防止法(第28条、第29条)に基づき、重大な土砂災害の急迫している状況において、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は都が緊急調査を行う。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、土砂災害防止法(第31条)に基づき、国または都から通知された、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)について、町民に周知する。

1-5.異常気象(台風・大雨・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

(1) 台風・大雨時の水防活動の強化(総務課、消防本部)

【脆弱性の評価】

- ・ 町は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強いので、台風の勢力・通過コースによっては、住家や公共土木施設に損壊や冠水等の被害が発生する可能性が高い。
- ・ 過去にも台風による住家や公共土木施設等の被害、また大規模な停電、断水等の町民生活に支障をきたす被害を受けている。
- ・ また、小規模であるが一部地域において道路の冠水や床下浸水被害も発生している。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び都は、気象情報に基づく非常配備態勢や、消防団、警察、各防災関係機関との連携による情報連絡体制を確立し、水防活動体制を構築するほか、資機材の整備を進める。
- ・ また、暴風雨による警戒、巡視、自主避難者等に対する応急活動について定め、発災時に対応できる体制を整える。

(2) 高潮等対策 (建設課)

【脆弱性の評価】

- ・ 町は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。

【強靱化の推進方針】

- ・ 波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備等対策を推進する。

(3) 竜巻等突風対策 (総務課)

【脆弱性の評価】

- ・ 竜巻は予測が難しく、具体的な行動がとりにくいという特徴があり、対応が困難な災害である。
- ・ しかしながら、町では、過去に竜巻被害が発生しており、発生に備えた対策の検討を進めていく必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、竜巻等突風から身を守るための日頃の備えに関する広報・啓発を推進する。
- ・ また、竜巻注意報や前兆現象等情報収集、伝達体制の整備を行う。

1-6.防災意識の低さに伴う死傷者の発生

(1) 自助による町民の防災力向上 (総務課、教育課、消防本部)

【脆弱性の評価】

- ・ 自助の取組み状況について、統計調査等を行っていないため、各家庭の家具転倒防止策の実施状況や備蓄状況、安否確認方法の認識状況等について把握できていない。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による災害時には、離島という地理的状況にあるため、本土か

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

1. 直接死を最大限防ぐ

らの物資輸送の支援を受けられず、被災者は長期間孤立する恐れがある等、町民生活への大きな影響が懸念されている。町民一人ひとりが自助の備えをし、発災時に適切な行動をとれるように、対策を推進する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高める。
- ・ 町は、防災情報等を掲載した冊子の作成・全戸配布や、ハザードマップの作成・公表等により、安心な暮らしを守るための防災意識を啓発する。
- ・ また、町民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していく。
- ・ さらに、町及び関係防災機関は、その職員に対して、専門的な防災知識を身につけさせるとともに、相互に密接な連携を保ちながら、町民及び事業所等に対して防災知識の普及に努め、継続的に防災意識の高揚を図る。

(2) 地域による共助の推進（総務課、福祉健康課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害被害を軽減するには、地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に町民自身が初期消火や救出・救護等の防災活動に積極的に取り組む必要がある。
- ・ とりわけ、自主防災組織の平時の活動に、町民の積極的な参加を促し、地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。
- ・ 高齢者や障がい者（児）等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 地域コミュニティは、防災体制を強化し、災害時に町民自身が初期消火や救出・救護等の防災活動への積極的な参加を促す活動を推進する。
- ・ とりわけ、自主防災組織は地域の防災活動の中核組織として重要であり、その充実・強化を図る。
- ・ また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

1-7.避難行動要支援者への支援の不足等により、多数の死傷者が発生する事態

第1章

(1) 地域ぐるみの防災活動の推進（総務課、福祉健康課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害発生時に、高齢者、乳幼児、障がいのある人、傷病者等、要配慮者にとって、適切な防災行動をとることは容易でなく、特別な配慮や対策を講ずる必要がある。
- ・ 少子高齢化が進み、町民の生活様式が多様化する中で、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増えている。また、地域での交流が少なくなり、地域の暮らしの中で孤立し、不安を感じることも多くなっている。

第2章

【強靱化の推進方針】

- ・ 地域・自治会、ボランティア、社会福祉協議会等をはじめとした防災活動、地域活動、福祉活動等を通じて地域における助け合いの意識づくりを推進し、高齢者、障がい者（児）や子育て家庭等支援が必要な人への理解を深め、お互いを尊重し、地域で助け合える環境づくりを支援する。
- ・ また、災害時の避難支援体制のため、地域と消防団との連携体制を構築する。

第3章

(2) 支援体制の充実（総務課、福祉健康課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害が起きた時、高齢者や障がい者（児）等、避難支援の必要な人が困らないような対策を講じることが必要である。また、地域の福祉施設等を含めて、地域が一体となった支援活動が重要になる。

第4章

第5章

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、福祉避難所の確保や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の整備等を通して、避難行動要支援者等の避難支援体制を構築する。
- ・ 地域の福祉団体等と連携するとともに、適切な支援体制を構築する。
- ・ 地域ケア会議等を通じ、関係機関とともに、個別ケースや地域の課題に対応できる体制を強化する。（高齢者福祉）
- ・ 関係機関や民間団体との連携により、支援体制を強化する。（児童福祉）
- ・ 医療機関や社会福祉団体等の連携を促進し、支援体制を強化する。（障がい者福祉）
- ・ 町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で避難確保が必要な施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について必要に応じて協力する。

第6章

資料編

1. 直接死を最大限防ぐ

(3) 人材確保・育成（総務課、福祉健康課）

【脆弱性の評価】

- ・ 高齢化等が進み、福祉・介護サービスの需要が増大するなか、サービスを支える担い手の確保は急務である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 福祉・介護従事者、保育士等の育成や確保、民生委員との連携等を通じ、事業所や地域ぐるみでの福祉体制強化を図る。
- ・ 福祉・介護サービスを支える担い手の維持・確保に向けて、将来的な就労も見据えた介護職員初任者研修を実施する。また、資質の向上のための支援も行う。
- ・ さらに、認知症サポーター講座を継続して開催し、認知症の人や高齢者の理解推進に取り組む。学校教育での認知症の理解推進についても、教育委員会と連携し取り組む。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) ライフライン等の確保（企業課）

【脆弱性の評価】

- ・ ライフラインの施設は、町民の日常生活や事業を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救援や復旧活動の大きな障害となる。
- ・ 水道施設の耐震化とともに、病院や避難所等重要施設への管路の耐震化が課題である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 取水施設、大川浄水場、水道配管等の水道施設等、ライフライン施設の耐震化・更新や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。
- ・ 社会的・経済的な影響を考慮しながら、適正な水道料金体系を維持する。
- ・ 配水区域の再編を視野に入れた、事業の効率化を推進する。

(2) エネルギーの確保（企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 不測の事態も想定した非常用発電設備（自走式電源車を含む）を確保する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを推進し、発災後もライフライン機能を維持する。
- ・ 資源量等の調査や蓄電池等の利用を通じ、地域全体での再生可能エネルギーの活用を推進する。また、事業協定に基づく開発事業者との協働により、電力供給の一角を担う新たな地熱発電所の建設を推進する。
- ・ なお、単に再生可能エネルギーの比率を上げるだけでなく、既存産業への波及、災害対策との連携等、島の持続的な発展につながる活用のあり方をロードマップとして作成し、推進する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(3) 食料・水・毛布等の生活必需品の備蓄・確保（総務課、福祉健康課）

【脆弱性の評価】

- ・ 物資の途絶が2日以上に及ぶおそれがあるため、1週間程度の備蓄物資が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 災害に強いまちづくりを推進するため、関係機関との連携により災害備蓄品を計画的に設置する。町民用の1週間程度の備蓄物資を自助・共助・公助によって確保する。
- ・ また、生産者団体等による地産地消活動への支援、学校給食での地場産野菜の活用を通じ、食料自給率の向上、一次産業の振興や理解に繋げる。

(4) 備蓄及び輸送拠点の整備（総務課、企業課）

【脆弱性の評価】

- ・ 支援物資の保管場所の不足、輸送拠点での物流事業者との連携不足等により、発災時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがあるため、分散備蓄及び輸送拠点の整備が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 学校や公共施設等の避難所への分散備蓄を引き続き推進する。
- ・ 避難所内に備蓄倉庫を設置する等、避難者への備蓄体制を一層強化する。
- ・ 備蓄物資保管用のコンテナハウス等を整備し、避難所における物資の不足時に迅速に運搬する。
- ・ 支援物資の荷さばきを行う地域内輸送拠点を指定し、受援体制を構築する。

(5) 輸送体制の強化（総務課、企業課）

【脆弱性の評価】

- ・ 島外からの物資による支援を想定した、オペレーションの体制が構築できていないため、物資輸送体制の構築が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等も含めたチームを編成する等、円滑な物資輸送の体制を構築する。
- ・ 国、都、その他公的機関・団体との協働により、広域的な行政課題に立ち向かい、町の持続的な発展を推進する。
- ・ 東京諸島（伊豆諸島・小笠原諸島）の各町村をはじめ、他の自治体との連携を通じ、

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

より効果的な施策展開を図る。

- ・ 国への要望を通じ、困難となっている大型物資の輸送体系を確保する。

2-2.多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(1) 道路及び交通施設の安全化（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町道については、急峻な法面を切り取り、又は盛土による道路及び山間を切り開いた道路が多く、長時間に及ぶ降雨や豪雨による地盤の緩みが発生するなど、土砂災害をはじめとした自然災害に対して安全とはいえない。また、気候変動による短時間雨量の増加や道路排水路の詰まりなどに伴い、排水量が増加したことで、多雨時には排水口の水があふれ、道路の冠水や近隣の住宅や農地等に被害をもたらすこともあり、道路整備に併せて流末処理施設等の整備を進める必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 都への要望を通じて、幹線道路である都道の計画的な整備を推進する。主に生活道路の役割を持つ町道について、計画的な整備と維持管理を継続して実施する。
- ・ 道路施設の安全化の促進に努め、緊急時にも対応できるよう、駐車場・排水施設等を備えた道路の整備を図る。
- ・ 循環線をはじめとした島内の幹線道路について、道路拡幅、線形改良、法面改修、橋梁等の整備を進め防災性の向上を図る。
- ・ また、東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。
- ・ さらに、がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る必要がある。
- ・ 協定を通じた応急対策手順について、八丈島建設業協会と訓練等を通じて確認する。

2-3.自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 行政機関、救助・救急機関等との連携の強化（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえて、町の災害対策本部の初動態勢の見直しや、関係防災機関との連携体制、受援体制の構築が必要である。
- ・ また、南海トラフ巨大地震等の広域的な災害においても同時被災しない自治体との相互協定の締結が必要である。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- ・ さらに、救出・救助活動等の復旧の迅速化に向けて、活動拠点の充実が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町と国、都、その他公的機関・団体が一体となって活動を展開できるよう本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。
- ・ また、東京諸島（伊豆諸島・小笠原諸島）の各町村をはじめ、他の自治体との連携を通じ、より効果的な施策展開を図る。
- ・ さらに、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、協定締結等を通じて関係防災機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。
- ・ 広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

（2）危機管理体制の強化（総務課、教育課、消防本部、福祉健康課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町内の消防団は、定員 330 人に対して、令和元年 8 月 1 日現在 237 人となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。
- ・ また、今後とも、災害火災に対応するため、消火活動、救助救急活動に有効な車両や資機材を充実するとともに、災害態様の変化に応じた消防力の整備増強を図っていく事が必要である。
- ・ 発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等町民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町（消防本部）は、災害火災に対応するため、消防団員の募集活動や町民等と連携した訓練（消火活動、救助救急活動）に有効な車両や資機材を充実するとともに、技能養成や訓練を通じ、災害様態の変化に応じた消防力の整備増強、消防本部や消防団の活動体制の充実を図っていく。
- ・ また、町民への救急救命講習や AED 実技講習、初期消火、救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する等、町ぐるみの救急救命体制を構築する。
- ・ さらに、災害時の避難支援体制のため、地域と消防団との連携体制を構築する。
- ・ 事業所は、行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるように事業所の防災力向上を促進していく。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4.想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(1) 観光客等の帰宅困難問題への対応（総務課、企画財政課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 観光客が2月（冬）で1日あたり最大約570人、8月（夏）で1日あたり最大約1,770人滞在している。この中から、土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れや帰宅困難問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。また観光客等の被災により、犠牲者が更に増える可能性がある。
- ・ 観光客については、昼間は観光地周辺、夜間は宿泊地周辺ということが考えられるが、実際の滞在地点を推定することは困難である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、観光客等のための通信手段の確保並びに非常食料等の備蓄や、その他必要な対応策を講じる等、防災対策の推進を図るものとする。
- ・ また、SNS等のウェブサービスやウェブメディアの活用を一層推進し、情報発信を強化する。また、パンフレットや観光案内所での多言語案内を促進する。
- ・ さらに、観光振興等の需要喚起と並行し、航空会社や関係機関に対する要望を通じて、空路便数の維持を図る。
- ・ 都は、観光客等に対し、船舶等による代替輸送手段を確保する。

2-5.医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 持続可能な医療体制の構築（総務課、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 限られた医療資源を有効活用できるように、島内の医師や応援医療チーム（DMAT等）の受入及び配置等の調整機能や医療救護所の設置場所の確保、負傷者等の搬送体制の整備が必要である。
- ・ また、一定の知識、経験や特定の知識を必要とする専門的なボランティア（八丈町防災ボランティア）の活動体制もあわせて整備する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町立八丈病院の医療従事者の確保により、医療体制を堅持する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- ・ また、被害情報を効率的に（一元的に）集約して、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保する。
- ・ オンライン遠隔診療等、情報通信技術の活用を視野に入れて、医療体制の底上げを図る。
- ・ 応援医療チーム（DMAT 等）の受入及び配置等の調整機能や情報連絡体制を構築する。負傷者等の搬送体制については、警察・消防・自衛隊等、輸送機能を有する関係機関と連携して、輸送手段を確保する。また、都立病院及び大学病院等との連携を継続し、広域的な医療体制を確保する。
- ・ 国、都、その他公的機関・団体との協働や、東京諸島（伊豆諸島・小笠原諸島）の各町村をはじめ、他の自治体との連携を通じ、より効果的な施策展開を図る。
- ・ 発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるように、町は、都及び町社会福祉協議会、地域のコミュニティ活動団体、赤十字奉仕団等との連携を強化するとともに、受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

（2）施設整備、医薬品・資機材等の確保（総務課、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時の情報共有の基盤整備、ライフライン機能維持が必要であり、医療機関における事業継続計画の推進が必要である。
- ・ 医薬品及び災害時応急用資器材等を確保することが必要である。
- ・ また、医療資器材等の受給体制の強化が必要であり、医療資器材等が不足した場合の供給体制について、整備が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 医療機関における事業継続計画策定を推進する。
- ・ 町立八丈病院の適切な維持管理と機器の充実により、医療体制を堅持する。
- ・ また、医療施設の耐震化・安全化の促進やライフラインの確保及び情報共有等医療基盤を強化する。
- ・ さらに、医薬品及び医療資器材に関する備蓄の充実と、医療資器材等の受給体制を整備する。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6.被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 避難所における疫病・感染症対策（総務課、福祉健康課）

【脆弱性の評価】

- ・ 近年の新型コロナウイルス感染症の流行等も踏まえ、疫病・感染症等の大規模発生を防止するための対策を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 避難所における感染症対策については、平常時から関連部局が連携して対応を検討し、必要な場合には宿泊施設等の活用も検討する。
- ・ また、予防接種等の感染症対策を通じ、町民を疾病から守り、公衆衛生に寄与する。

(2) 遺体の取扱いについて（総務課、住民課、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 検視・検案活動等は、「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」（都福祉保健局、平成29年8月）に基づき、実施する体制を整備する必要がある。
- ・ また、遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、町と都は連携して遺体収容所を確保し、火葬手続を迅速に実施する必要がある。
- ・ さらに、火葬場への遺体搬送手段の確保及び島外火葬を想定した手順等、関係行政機関及び関係業者と連携を図る必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 関係機関と連携した検案医の養成や、島外火葬体制の充実等による火葬の迅速化を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7.劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・

死者の発生

(1) 避難所の管理運営方法の整備（総務課、福祉健康課）

【脆弱性の評価】

- ・ 避難所開設手順の明確化、コミュニティ単位で避難所の指定を行い発災時の混乱を避ける。
- ・ 学校や保育所は、復興期の再開ニーズも視野に、避難所の管理運営方法を整備する。
- ・ 避難所における安全・安心の確保や女性や要配慮者のニーズに応える。
- ・ 飼養動物の同行避難の体制整備を検討する。

【強靱化の推進方針】

- ・ 避難所における安全性の確保や、避難所のスムーズな開設手順を整理する。また、避難所管理運営マニュアル等においては、女性や要配慮者の視点に立った対応、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮、飼養動物との同行避難のあり方について定めるとともに、復興期のニーズを踏まえた運営方法を検討する。

2-8.防災拠点・避難施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 避難所・避難場所等の指定及び安全化（総務課、企画財政課、住民課、福祉健

康課、建設課、産業観光課、教育課、消防本部、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害の種類によって避難場所の安全性は異なるため、災害種別ごとに安全性を確認した上で、避難場所を指定する必要がある。
- ・ 公共施設は、避難所等災害時の応急対策の拠点として利用されることから、耐震化を図る必要がある。また、これらの施設は、天井の落下や窓ガラスの飛散等の影響により、利用者への被害が懸念される。
- ・ 避難所においては、有効可能面積を踏まえた上で指定し、避難所の安全化（構造部・非構造部両面）、設備等機能性向上を図り、避難所における良好な環境の確保に向けた取組みを進める必要がある。なお、避難所においても、災害の種類によっては被害を受け、使用出来ない場合が想定されるため、災害種別ごとの使用可否について事前に検討しておく必要がある。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【強靱化の推進方針】

- ・ 災害種別ごとの避難場所・避難所の指定を図る。
- ・ 有効可能面積を踏まえた上で指定し、避難所の安全化（構造部・非構造部両面）、設備等機能性向上を図り、避難所における良好な環境の確保に向けた取組みを進める。
- ・ また、平成24年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1.被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(1) 防犯体制の強化（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。

【強靱化の推進方針】

- ・ 特殊詐欺を中心とした犯罪情報の提供により、犯罪被害の防止を推進する。
- ・ 警察等の関係団体との連携を通じ、地域全体での防犯体制を構築する。

3-2.地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部の初動体制の見直し・構築（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえて、町の災害対策本部の初動態勢の見直しの必要がある。
- ・ 南海トラフ巨大地震等の広域的な災害においても、同時被災しない自治体との相互協定の締結が必要である。
- ・ 関係防災機関との連携体制、受援体制の構築が必要である。
- ・ 円滑な協力が得られるように、物資調達等における協力体制の構築が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。
- ・ 相互応援協定により、災害時の体制強化に努める。
- ・ 国、都、その他公的機関・団体との協働や、東京諸島（伊豆諸島・小笠原諸島）の各町村をはじめ、他の自治体との連携を通じ、より効果的な施策展開を図る。
- ・ 広域連携に係る調整体制を強化するとともに、協定締結等を通じて関係防災機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎等の維持管理・耐震化を継続的に実施する。

(2) 優先業務の継続的实施（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 庁舎や職員が被災し、資源制約が伴う条件下においても業務を継続するため、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 応急活動を行う一方で、町の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく。
- ・ 行政のデジタル化や自治体事務の共同化を促進し、住民サービスの充実と持続化、行政運営の効率化を推進する。
- ・ 職員採用や研修等を通じた職員育成を推進し、行政運営の基盤を強化する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の強化（総務課、企画財政課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用・臨時回線の設定等により、行政機関内及び外部機関との情報通信手段を確保する必要がある。
- ・ また、関係機関との調整をより円滑・的確に行うため、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう体制の整備に努める必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や防災行政無線の増強、災害用衛星携帯電話等の配備により、通信の補完手段等の充実を図る。
- ・ また、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう「市町村の災害対策本部機能の強化に向けて～防災情報システム活用事例集～（消防庁国民保護・防災部防災課、平成29年7月）」を参照する等して災害対策本部の機能強化に努める。

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 町民等への情報提供の強化（総務課、企画財政課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町ホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間がかかる等の問題が発生したり、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等確実に情報提供できる体制となっていないことから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

【強靱化の推進方針】

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- ・ 町ホームページ機能強化や、ソーシャルメディア等新たな情報提供ツールを活用し、多様な手段で町民へ情報を提供する。
- ・ 外国人に対する情報発信を進めるため、観光協会ホームページ及びパンフレットの英語化を推進する。

4-3.災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 町民等相互の情報収集・確認等の強化（総務課、企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 固定電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否に関する情報が不足し、冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていないため、利用促進が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 通信事業者による安否確認手段の活用促進・サービスの充実等町民等間の通信手段の確保と多様化を推進する。
- ・ 行政のデジタル化と並行し、官民連携の下、情報通信技術活用の機運醸成を図りながら、地域全体での導入を促進する。
- ・ 情報通信機器の学びの機会を確保し、情報格差の解消を図る。
- ・ 社会動向を見据えた上で、次世代移動通信システムの導入を進める。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(1) 事業所の事業継続・防災力向上（総務課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等町民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 事業所（農業、水産業、商工業等含む）は、行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるように事業所の防災力向上を促進していく。

5-2. エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(1) エネルギーの確保（企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 不測の事態も想定した非常用発電設備（自走式電源車を含む）を確保する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを推進し、発災後もライフライン機能を維持する。
- ・ 資源量等の調査や蓄電池等の利用を通じ、地域全体での再生可能エネルギーの活用を推進する。また、事業協定に基づく開発事業者との協働により、電力供給の一角を担う新たな地熱発電所の建設を推進する。
- ・ なお、単に再生可能エネルギーの比率を上げるだけでなく、既存産業への波及、災害対策との連携等、町の持続的な発展につながる活用のあり方をロードマップとして作成し、推進する。

- ・ ガソリン価格の補助等、他の制度活用を通じ、指定生活物資以外の価格格差を是正する。

(2) ライフライン等の確保 (企業課)

【脆弱性の評価】

- ・ ライフラインの施設は、町民の日常生活や事業を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救援や復旧活動の大きな障害となる。

【強靱化の推進方針】

- ・ 水道施設等、ライフライン施設の耐震化・更新や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。

5-3.燃料タンク等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(1) 石油等危険物施設の安全化 (消防本部)

【脆弱性の評価】

- ・ 町における石油等の貯蔵・取り扱う危険物施設 (少量危険物取扱所を含む。) は約 69 施設である。(平成 31 年 4 月現在)
- ・ これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきた。

【強靱化の推進方針】

- ・ 今後とも、耐震性強化の指導、危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火対策や流出防止対策の推進を図っていく。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

5-4. 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

（1）道路及び交通施設の安全化、民間交通の活力推進（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町道については、急峻な法面を切り取り、又は盛土による道路及び山間を切り開いた道路が多く、長時間に及ぶ降雨や豪雨による地盤の緩みが発生するなど、土砂災害をはじめとした自然災害に対して安全とはいえない。また、気候変動による短時間雨量の増加や道路排水路の詰まりなどに伴い、排水量が増加したことで、多雨時には排水口の水があふれ、道路の冠水や近隣の住宅や農地等に被害をもたらすこともあり、道路整備に併せて流末処理施設等の整備を進める必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 都への要望を通じて、幹線道路である都道の計画的な整備を推進する。主に生活道路の役割を持つ町道について、計画的な整備と維持管理を継続して実施する。
- ・ 道路施設の安全化をより促進することに努め、緊急時にも対応できるよう、駐車場・排水施設等を備えた道路の整備を図る。
- ・ 循環線をはじめとした島内の幹線道路について、道路拡幅、線形改良、法面改修、橋梁等の整備を進め防災性の向上を図る。
- ・ また、東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。
- ・ さらに、がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る必要がある。
- ・ 協定を通じた応急対策手順について、八丈島建設業協会と訓練等を通じて確認する。
- ・ 次世代モビリティや自動運転技術の導入等、将来的な交通網形成に資する関係団体や事業者の取組みに対して、必要な協力を行う。

（2）空港施設の整備、空路便数の維持・チャーター便の誘致（建設課、企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の耐震性を確保することが重要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 空港施設の防災拠点としての機能強化を図る。
- ・ 観光振興等の需要喚起と並行し、航空会社や関係機関に対する要望を通じて、空路便数の維持を図る。また、空港ターミナルビル会社等と協働し、羽田空港を経由する地方空港からの乗継利用を推進する。
- ・ 関係機関との協働により、地方空港からの直行便を誘致する。

(3) 港湾施設の整備（建設課、企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 物流の動脈を支える港湾の整備維持を図る等、基盤整備を着実に進めていく必要がある。
- ・ 対策の推進に当たっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び八丈支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。
- ・ 都への要望を通じて、湾内の静穏性向上を図る。また、他の遠隔離島や海外から見た航路拠点の可能性を視野に入れた、大型船舶も利用可能な港湾整備を推進する。

5-5.食料等の安定供給の停滞

(1) 広域連携体制の強化（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 同時被災しない自治体との相互協定の締結、関係防災機関との連携体制、受援体制の構築が必要である。
- ・ 円滑な協力が得られるように、物資調達等における協力体制の構築が必要である。
- ・ 地域の運送事業者と発災時の備蓄物資等の輸送について、協定の締結が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 広域連携に係る調全体制を強化するとともに、協定締結等を通じて関係防災機関や事業者を含めた協力体制を構築する。
- ・ 国への要望を通じ、困難となっている大型物資の輸送体系を確保する。機関との連携

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

を推進する。

- ・ 都への要望を通じ、指定生活物資の海上運賃補助について、品目の拡大及び制度継続を図る。

(2) 農業、水産業、商工業の基盤強化(産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 物資の途絶が2日以上に及ぶおそれがある。
- ・ 特に水産施設は、海岸、港湾地区に集中しているので、津波や風水害による影響を受けやすい状態にある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 水産流通設備の整備等を図り、水産基盤を強化する。浮き魚礁の利用を通じ、持続型の漁業を推進する。
- ・ 農用地の造成、農道の整備や農地の有効利用を通じ、農業生産の基盤を強化する。
- ・ 商工団体や実施事業への支援を通じ、商工業の基盤強化を図る。

5-6.異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(1) 水資源の保全(企業課)

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時には、配水管の損傷等による断水等が予測される。

【強靱化の推進方針】

- ・ 取水施設の整備により、水資源の保全と取水の安定化を図る。
- ・ 大川浄水場の施設更新を行い、生活用水の安定供給を図る。
- ・ 老朽化した水道配管を順次耐震管へ更新し、災害に強い水道施設を整備する。
- ・ 水質保全に必要な施設整備や機器整備を推進する。
- ・ 配水区域の再編を視野に入れた、事業の効率化を推進する。

5-7.漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞による

経済活動への影響

第1章

(1) 水産基盤の整備、担い手の確保等 (産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 水産施設の多くは、海岸、港湾地区に集中している。これらのうち、災害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対する各種指導により施設の防災対策を行っている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 水産流通設備の整備等を図り、水産基盤を強化する。また、浮き魚礁の利用を通じ、持続型の漁業を推進する。
- ・ 漁港の施設の防災計画の策定にあたって、水産施設についてもあわせて配慮する。
- ・ 就業体験事業や生産者への支援等を通じ、新規就業者・後継者の確保を図る。
- ・ 先端技術の導入を図り、生産性や製品の付加価値向上に繋げる。

第2章

第3章

第4章

(2) 農業基盤の整備、担い手の確保等 (産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、農業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 農用地の造成、農道の整備や農地の有効利用を通じ、農業生産の基盤を強化する。また、業施設や流通体制の整備を図り、生産力の向上と流通販売を促進する。
- ・ 農業担い手育成研修センターの運営、就農相談窓口の設置により、独立自営できる農家の育成と就農支援を推進する。また、関係機関との協働により、農業経営の後方支援を進める。
- ・ 農地台帳の精度を向上させ、地域の中心となる経営体（担い手）に農地の利用集積を実施することで、遊休農地の解消を目指す。
- ・ 流通の仕組みづくり、六次産業化への展開も推進する。
- ・ 先端技術の導入を図り、生産性や製品の付加価値向上に繋げる。

第5章

第6章

資料編

5-8.観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞による経済活動への影響

(1) 観光基盤の整備、担い手の確保等 (企画財政課、産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、観光業の被害を最小限に抑え、速やかに被災施設を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 観光資源となる施設や自然環境等への投資的整備を図り、観光振興上の基盤を強化する。
- ・ 観光協会の運営支援や、観光関連団体との協働等により、観光振興の推進体制を強化する。
- ・ 産業分野での先端技術の導入を図り、生産性や製品の付加価値向上に繋げる。
- ・ リモートワークやサテライトオフィス等、「新しい働き方」を推進し、雇用促進や地域産業の振興に繋げる。

(2) 商工業基盤の整備、担い手の確保等 (企画財政課、産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、商工業の被害を最小限に抑え、速やかに被災施設を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 商工団体や実施事業への支援を通じ、商工業の基盤強化を図る。
- ・ 産学官民連携を視野に、事業者の行うブランド化等の事業展開や、地域活性化への支援を進める。
- ・ 物流センターの適切な維持管理により、流通の円滑化を図る。
- ・ 産業分野での先端技術の導入を図り、生産性や製品の付加価値向上に繋げる。
- ・ リモートワークやサテライトオフィス等、「新しい働き方」を推進し、雇用促進や地域産業の振興に繋げる

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1.電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（1）エネルギー施設整備、バックアップ機能等の確保（企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ エネルギー施設は、町民の日常生活や事業を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救援や復旧活動の大きな障害となる。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを推進し、発災後もライフライン機能を維持する。
- ・ 施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。
- ・ 島のベース電源である地熱発電を核とし、島外からの燃料供給に頼らない「エネルギーの地産地消」を目指し、他の再生可能エネルギー資源の活用も推進する。
- ・ 単に再生可能エネルギーの比率を上げるだけでなく、既存産業への波及、災害対策との連携等、島の持続的な発展につながる活用のあり方をロードマップとして作成し、推進する。
- ・ 東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。

6-2.上水道等の長期間にわたる供給停止

（1）上水道等の施設整備、バックアップ機能等の確保（企業課）

【脆弱性の評価】

- ・ 上水道等の施設は、町民の日常生活や事業を支える基盤として、欠くことのできないものであり、災害時には、どれ一つ欠けても生活に支障を及ぼし、救援や復旧活動の

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

大きな障害となる。

【強靱化の推進方針】

- ・ 取水施設の整備により、水資源の保全と取水の安定化を図る。
- ・ 大川浄水場の施設更新を行い、生活用水の安定供給を図る。
- ・ 老朽化した水道配管を順次耐震管へ更新し、災害に強い水道施設を整備する。
- ・ 水質保全に必要な施設整備や機器整備を推進する。
- ・ 配水区域の再編を視野に入れた、事業の効率化を推進する。
- ・ 施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。

6-3.汚水処理施設等（合併浄化槽等）の長期間にわたる機能停止

(1) 汚水処理施設等の施設整備、バックアップ機能等の確保（総務課、企業課、住民課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時のトイレ機能の確保が必要である。
- ・ 水道施設の耐震化とともに、病院や避難所等重要施設への管路の耐震化が課題である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、浄化槽被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理へ備える。
- ・ 生活雑排水に関する啓発活動を通じ、浄化槽事業への理解を促進する。
- ・ 設置者の負担に配慮しながら、合併処理浄化槽の設置を推進する。
- ・ 施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりを推進する。

6-4.陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(1) 道路及び交通施設の安全化、民間交通の活力推進（建設課、企画財政課、企業課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町道については、急峻な法面を切り取り、又は盛土による道路及び山間を切り開いた

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

道路が多く、土砂災害をはじめとした自然災害に対して安全とはいえない。また、道路舗装等に伴い排水量が増加したことで、多雨時には排水口の水があふれ、近隣の住宅や農地等に被害をもたらすこともあり、道路整備に併せて浸透ます等の整備を進める必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 都への要望を通じて、幹線道路である都道の計画的な整備を推進する。主に生活道路の役割を持つ町道について、計画的な整備と維持管理を継続して実施する。
- ・ 道路施設の安全化をより促進することに努め、緊急時にも対応できるよう、駐車場・排水施設等を備えた道路の整備を図る。
- ・ 循環線をはじめとした島内の幹線道路について、道路拡幅、線形改良、橋梁等の整備を進め防災性の向上を図る。
- ・ また、東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。
- ・ さらに、がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る必要がある。
- ・ 町営バスについて、公共交通機関としての機能維持を前提に、路線等の見直しを視野に入れる等、利便性向上を図る。
- ・ 次世代モビリティや自動運転技術の導入等、将来的な交通網形成に資する関係団体や事業者の取組みに対して、必要な協力を行う。

(2) 空港施設の整備、空路便数の維持・チャーター便の誘致（企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の耐震性を確保することが重要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 空港施設の防災拠点としての機能強化を図る。
- ・ 観光振興等の需要喚起と並行し、航空会社や関係機関に対する要望を通じて、空路便数の維持を図る。また、空港ターミナルビル会社等と協働し、羽田空港を経由する地方空港からの乗継利用を推進する。
- ・ 関係機関との協働により、地方空港からの直行便を誘致する。

(3) 港湾施設の整備（建設課、企画財政課）

【脆弱性の評価】

- ・ 物流の動脈を支える港湾の整備維持を図る等、基盤整備を着実に進めていく必要がある。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- ・ 対策の推進にあたっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び八丈支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。
- ・ 都への要望を通じて、湾内の静穏性向上を図る。また、他の遠隔離島や海外から見た航路拠点の可能性を視野に入れた、大型船舶も利用可能な港湾整備を推進する。

6-5.防災インフラの長期間にわたる機能不全

(1) 出火、延焼等の防止（消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 防火水槽については計画的に整備をしているものの、用地の確保が課題となっている。防火水槽の耐震化も推進する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 災害対策上重要な地域を中心に、計画的な防火水槽の設置を進める。また、防火水槽の耐震化を図る。

(2) 津波等対策（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 平成23年に発生した東日本大震災では、主に太平洋沿岸地域では想定を上回る津波被害が発生した。これを受け、南海トラフ巨大地震による国の新たな被害想定が発表され、都は、平成25年5月に島ごとの詳細な被害想定を提示した。その後、国では、令和元年6月に「南海トラフ巨大地震の被害想定（施設等の被害・経済的な被害）（再計算）」を発表した。町では、新たな被害想定に対応した防災対策の強化が求められている。
- ・ 対策の推進にあたっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び八丈支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して海岸保全施設等の整備を推進し、浸水被害を軽減するとともに、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

(3) 砂防施設・森林整備（建設課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町は急峻な地形と火山地帯特有の透水性に富んだ地質のため、通常は流水が無く、その存在さえ判別しがたい溪流が39箇所存在する。末吉地域の芦川が昭和57年度に準用河川に指定されているが、そのほかは、「普通河川」となっている。八丈支庁では、土石流等による土砂災害の発生を抑制するため、普通河川の一部を砂防指定地に指定し（砂防河川）、砂防設備の整備と管理を進めている。

【強靱化の推進方針】

- ・ がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等森林維持を図る。

(4) 高潮等対策（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 高潮は、台風等の低気圧によって海面が吸い上げられ、強い風によって海面が吹き寄せられることにより、海面が上昇する現象である。
- ・ 町は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。

【強靱化の推進方針】

- ・ 波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備等対策を推進する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1.地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 災害に強い住空間の確保（総務課、企画財政課、建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 老朽化している既存町営住宅の建替えや火災予防に取り組む必要がある。
- ・ また、人口減少化にともない空き家も増加しており、危険建物の対策を図るため、状況を把握することが課題となっている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自然との共生を図り、火災に強い住空間を確保するため、町営住宅の風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取り組みを行う。
- ・ なお、危険性が高まっている空き家について、必要に応じて所有者に対する適正な管理を促す。

(2) 出火、延焼等の防止（消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 防火水槽については計画的に整備をしているものの、用地の確保が課題となっている。防火水槽の耐震化も推進する必要がある。
- ・ 建築物の出火、延焼等の防止についても、経済的負担を考慮しながらも着実に推進していく必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 災害対策上重要な地域を中心に、計画的な防火水槽の設置を進める。また、防火水槽の耐震化を図る。
- ・ また、住宅用火災警報器の設置を促進する。

7-2.海上・臨海部の広域複合災害の発生

(1) 海岸、海岸保全、港湾施設対策（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 対策の推進にあたっては、「南海トラフ巨大地震等による被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。最大クラスの津波に対しては、ハード対策によって完全に浸水を防御することは現実的でないことから、津波の規模や発生頻度に応じて防護目標を明確化することが必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町及び八丈支庁は、津波の規模や発生頻度に応じた防護目標に則して海岸保全施設等の整備を推進し、浸水被害を軽減するとともに、被災後においても迅速な応急・復旧対策を可能とするため、港湾・漁港施設の耐波性、耐震性の向上を図り緊急輸送機能を確保する。

(2) 津波ハザードマップ、津波避難計画等の作成（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 平成23年に発生した東日本大震災では、主に太平洋沿岸地域では想定を上回る津波被害が発生した。これを受け、南海トラフ巨大地震による国の新たな被害想定が発表され、都は、平成25年5月に島ごとの詳細な被害想定を提示した。その後、国では、令和元年6月に「南海トラフ巨大地震の被害想定（施設等の被害・経済的な被害）（再計算）」を発表した。町では、新たな被害想定に対応した防災対策の強化が求められている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップ及び八丈町津波避難計画を作成・更新する。
- ・ また、安全な避難経路や避難所の確保等、地域特性に応じた対策を講じることが必要である。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(3) 津波警報・注意報等の伝達体制の構築（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、町民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。
- ・ 町は、防災行政無線が届かないエリアへの対応や、避難行動要支援者への情報伝達手段の確保を検討する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、多様な送受信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、町民の安全の確保に取り組んでいく。

(4) 避難誘導體制（総務課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- ・ 地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報が発令された際は、直ちに町民等に周知し、避難させる等の的確な措置を行う必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波浸水想定に基づく安全な避難経路や避難所の確保、土砂災害警戒区域等にかかる避難路の対策、避難行動要支援者や観光客の避難支援体制を構築する。

(5) 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の実施（総務課、教育課）

【脆弱性の評価】

- ・ 津波、土砂災害等の災害の態様に応じた安全な避難方法等の普及啓発や、津波の危険性の更なる周知、浸透を図る。そのためには、町民の防災訓練参加者の増加が必要である。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を町民に広める。

(6) 高潮等対策 (建設課)

【脆弱性の評価】

- ・ 高潮は、台風等の低気圧によって海面が吸い上げられ、強い風によって海面が吹き寄せられることにより、海面が上昇する現象である。
- ・ 町は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。

【強靱化の推進方針】

- ・ 波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備等対策を推進する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

7-3. 沿道の建物倒壊に伴う閉塞

(1) 災害に強い住空間の確保（総務課、企画財政課、建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 老朽化している既存町営住宅の建替えや長寿命化に取り組む必要がある。
- ・ また、人口減少化にともない空き家も増加しており、危険建物の対策を図るため、状況を把握することが課題となっている。

【強靱化の推進方針】

- ・ 自然との共生を図り、災害に強い住空間を確保するため、町営住宅の長寿命化、風土にあった住宅設計指針の作成を進めるほか、空き家の利活用について取り組みを行う。
- ・ なお、危険性が高まっている空き家について、必要に応じて所有者に対する適正な管理を促す。

(2) 建築物の耐震化及び安全対策（企画財政課、住民課、福祉健康課、建設課、産業観光課、町立八丈病院）

【脆弱性の評価】

- ・ 公共施設は、避難所等災害時の応急対策の拠点として利用されることから、耐震化を図る必要がある。
- ・ また、これらの施設は、天井の落下や窓ガラスの飛散等の影響により、利用者への被害が懸念される。

【強靱化の推進方針】

- ・ 平成24年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

(3) 無電柱化の促進（建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 電柱の倒壊による被害の防止等防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 東京都島しょ地域無電柱化計画に対し、必要な協力を行う。

7-4.ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

第1章

(1) 砂防施設・森林整備（建設課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町は急峻な地形と火山地帯特有の透水性に富んだ地質のため、通常は流水が無く、その存在さえ判別しがたい溪流が39箇所存在する。末吉地域の芦川が昭和57年度に準用河川に指定されているが、そのほかは、「普通河川」となっている。八丈支庁では、土石流等による土砂災害の発生を抑制するため、普通河川の一部を砂防指定地に指定し（砂防河川）、砂防設備の整備と管理を進めている。
- ・ がけ地や急傾斜地の崩壊や土石流等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うこと等が特徴とされている。

第2章

第3章

【強靱化の推進方針】

- ・ がけ崩れ・土石流・地すべり等の危険箇所の安全対策推進及び治山事業等森林維持を図る。

第4章

(2) 土砂災害警戒区域等の指定（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 平成28年、29年の基礎調査をもとに町内合計562か所が土砂災害警戒区域に指定されており、うち543か所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成31年3月時点）

第5章

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、ハザードマップを公表する等町民に対して情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

第6章

(3) 土砂災害警戒情報の取扱い（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 気象庁及び東京都建設局が発表する土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表される。

資料編

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【強靱化の推進方針】

- ・ 避難指示等の発令基準について、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に策定・見直しを図る。
- ・ また、土砂災害防止法（第 8 条）に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項（情報の収集・伝達、避難指示等の発令基準、避難所の開設・運営、要配慮者への支援、防災意識の向上）を定め、円滑な避難体制を確保する。

（4）緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供（総務課）

【脆弱性の評価】

- ・ 土砂災害防止法（第 28 条、第 29 条）に基づき、重大な土砂災害の急迫している状況において、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は都が緊急調査を行う。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、土砂災害防止法（第 31 条）に基づき、国または都から通知された、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、町民に周知する。

7-5.有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

（1）化学物質関連施設の安全化（町）

【脆弱性の評価】

- ・ 化学物質関連施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

【強靱化の推進方針】

- ・ 都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者は指針に基づいて震災対策を講じる。さらに、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している「化学物質管理方法書」に震災対策を盛り込み記載する。また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるように、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。
- ・ 都は、PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 含有電気機器に対して PCB 廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、町との情報共有を図っていく。

(2) 毒物・劇物取扱施設の安全化(町)

【脆弱性の評価】

- ・ 毒物・劇物取扱施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

【強靱化の推進方針】

- ・ 都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- ・ 事業者は、漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。
- ・ 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」(文部科学省・昭和53年)を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。

7-6. 農地・森林等の被害、林野火災による土地の荒廃

(1) 農業基盤・森林整備(産業観光課)

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、農地・森林の被害を最小限に抑え、速やかに復旧する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 農用地の造成、農道の整備や農地の有効利用を通じ、農業生産の基盤を強化する。
- ・ また、治山事業等森林維持を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1.大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 集積場所・最終処分場の確保（住民課）

【脆弱性の評価】

- ・ がれき処理等に必要で一時的な集積場所を確保する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、ごみ、がれきの集積場所と最終処分場を確保する。

8-2.復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(1) 関係機関、事業所、町民との連携強化（総務課、産業観光課、福祉健康課、建設課）

【脆弱性の評価】

- ・ 町は、離島という地理的状況も踏まえ、災害発生時のボランティア活動の受援計画を定め、活動拠点等の指定等の支援体制を整備する必要がある。
- ・ また、一定の知識、経験や特定の知識を必要とする専門的なボランティア（八丈町防災ボランティア）の活動体制もあわせて整備する必要がある。
- ・ 発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等町民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるように、町は、都及び町社会福祉協議会、地域のコミュニティ活動団体、赤十字奉仕団等との連携を強化するとともに、受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- ・ 事業所は、行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるように事業所の防災力向上を促進していく。
- ・ 災害協定等建設業との連携を図ることで、建設業の活力をまちづくりに生かす。
- ・ 審議会や協議会での町民参加を推進し、町民の意見や見識を行政に反映する。また、広報・広聴活動を通じて、町民と行政間における情報や意見の周知反映を進める。

(2) 産業担い手の確保・育成、定住・移住の推進（企画財政課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 多種多様な災害に対応するため、地域に精通した人材の確保・育成や、定住・移住を推進する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 農業担い手育成研修センターの運営、就農相談窓口の設置により、独立自営できる農家の育成と就農支援を推進する。また、関係機関との協働により、農業経営の後方支援を進める。水産業について、就業体験事業や生産者への支援等を通じ、新規就業者・後継者の確保を図る。
- ・ リモートワークやサテライトオフィス等、「新しい働き方」を推進し、雇用促進や地域産業の振興に繋げる。
- ・ 島内外への情報発信等を通じ、移住希望者を含めた利用率の向上を図る。地域密着の「八丈島おしごと掲示板（Web）」にて、拡散している情報を一元的に集約することで島外からの定住・移住を推進するとともに、情報を適切・的確に発信することにより、島内の安定した雇用環境の形成を図る。関連施策である「移住動画制作」、「移住ガイドブック作成」、「地域おこし協力隊の導入」事業の情報を掲載し、移住定住の促進を図る。移住や島暮らしについて、随時相談を受け付ける。
- ・ 空き家バンク制度の創設を視野に、情報収集を通じて、官民連携による空き家の活用を推進する。空き家利活用を目的として実態調査を行い、移住希望者へ有用な情報を提供する仕組みを検討し、定住促進に繋げる。
- ・ 各種施策における域外交流を推進し、交流人口の裾野を広げ、関係人口の創出を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 観光基盤の整備（産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、観光業の被害を最小限に抑え、速やかに被災施設を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 観光資源となる施設や自然環境等への投資的整備を図り、観光振興上の基盤を強化する。
- ・ 観光協会の運営支援や、観光関連団体との協働等により、観光振興の推進体制を強化する。

(2) 文化・教育活動、コミュニティ活動の活性化（福祉健康課、産業観光課、教育課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、観光業の被害を最小限に抑え、速やかに被災施設を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 公共施設（公民館、コミュニティセンター、図書館、体育施設、多目的ホール）の整備を通じ、町民の文化、教育活動の拠点を確保する。また、社会教育事業や文化事業等を通じ、町民の相互交流を促進する。
- ・ ICT 環境を整備し、平時の学習の質向上及び不測の事態における学習機会の継続体制を構築する。
- ・ 地域自治組織等との協働により、組織団体の活性化に寄与し、特色ある地域づくりに繋げる。
- ・ 地域力を活かし、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯や障がい者（児）、子育て家庭等をはじめ、日常生活において支援が必要な人を地域で見守り、支え合う地域づくりを推進する。また、認知症高齢者等、潜在化している支援を必要としている人の早期発見に努める。
- ・ さらに、より発展的な地域活動につなげていくために、地域活動に関連する情報提供を積極的に行う。

8-4. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第1章

(1) 復旧事業用地の確保 (総務課、住民課、建設課)

【脆弱性の評価】

- ・ 救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化に向けて、活動拠点の充実が必要である。
- ・ がれき処理等に必要で一時的な集積場所を確保する必要がある。

第2章

【強靱化の推進方針】

- ・ 広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、救出活動や復旧活動を円滑に実施する。
- ・ また、町は、ごみ、がれきの集積場所と最終処分場を確保する。
- ・ なお、施設の維持管理や整備を通じ、各公園が持つ機能の向上を図る。

第3章

(2) 生活再建対策 (建設課、税務課、福祉健康課)

【脆弱性の評価】

- ・ 被災した町民生活の早期再建のため、応急仮設住宅への入居や支援金等の受給に必要な罹災証明書を迅速に発行する必要がある。町は、罹災証明書発行に必要な被災者台帳整備に関する体制の検討のため、平成26年に内閣府協力のもと、被災者台帳整備の実証実験を行った。また、迅速な生活復旧体制の確保のため、罹災証明システム及び被災者台帳システムを導入済みである。
- ・ 罹災証明書発行に必要な被災者台帳整備に関する体制の検討のため実証実験を踏まえて、実施体制を構築する必要がある。

第4章

第5章

【強靱化の推進方針】

- ・ 町は、宿泊施設の活用等による生活再建対策の早期化を図る。(被害認定調査体制を更に強化するため、調査要員育成研修の開催を検討する。)

第6章

資料編

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5.風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(1) 産業担い手の確保・育成（企画財政課、産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 多種多様な災害に対応するため、地域に精通した人材の確保・育成や、定住・移住を推進する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 農業担い手育成研修センターの運営、就農相談窓口の設置により、独立自営できる農家の育成と就農支援を推進する。また、関係機関との協働により、農業経営の後方支援を進める。水産業について、就業体験事業や生産者への支援等を通じ、新規就業者・後継者の確保を図る。
- ・ リモートワークやサテライトオフィス等、「新しい働き方」を推進し、雇用促進や地域産業の振興に繋げる。

(2) 農業、水産業、商工業、観光業の基盤強化（産業観光課）

【脆弱性の評価】

- ・ 災害時に、産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災施設等を復旧し、事業を再開する必要がある。

【強靱化の推進方針】

- ・ 水産流通設備の整備等を図り、水産基盤を強化する。浮き魚礁の利用を通じ、持続型の漁業を推進する。
- ・ 農用地の造成、農道の整備や農地の有効利用を通じ、農業生産の基盤を強化する。
- ・ 商工団体や実施事業への支援を通じ、商工業の基盤強化を図る。
- ・ 観光資源となる施設や自然環境等への投資的整備を図り、観光振興上の基盤を強化する。
- ・ 生産者団体等による地産地消活動への支援、学校給食での地場産野菜の活用を通じ、食料自給率の向上、一次産業の振興や理解に繋げる。

第5章 重点プログラムの設定

5.1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

各検討結果に基づき、リスクシナリオのうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、八丈町の被害の特徴を考慮し、重点的に取り組むべき対応方策を選定した。

また、八丈町基本計画（令和3年～7年度）で挙げられている危機管理体制強化に係る対応方策を選定した。

影響の大きさや緊急性、町の被害の特徴等については、以下の観点から検討を行った。

分類	観点
影響の大きさや緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死傷者の発生に係るリスクシナリオ
町の被害の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波による被害に係るリスクシナリオ ・ 土砂災害による被害に係るリスクシナリオ ・ 台風による被害に係るリスクシナリオ ・ 島外からの燃料及び生活物資供給の途絶に係るリスクシナリオ
危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互応援協定により回避されるリスクシナリオ ・ 設備整備（避難所や行政防災無線等）により回避されるリスクシナリオ ・ 避難訓練実施や町民への防災意識醸成により回避されるリスクシナリオ ・ 消防本部や消防団の体制強化により回避されるリスクシナリオ ・ 火災予防（防火水槽の整備や住宅用火災警報器設置促進等）により回避されるリスクシナリオ ・ 町ぐるみの救急救命体制の構築（町民への救急救命講習や AED 実技講習等）により回避されるリスクシナリオ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

5.2 重点化すべきプログラムの一覧

本計画では、以下の 28 の「重点化すべき項目」を設定した。

表 3 重点化する取組み

事前に備えるべき 8つの目標		No	「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や建物における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-5	異常気象(台風・大雨・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	防災意識の低さに伴う死傷者の発生
		1-7	避難行動要支援者への支援の不足等により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	防災拠点・避難施設等の被災による機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	燃料タンク等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第6章 計画の推進

6.1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、所管課が中心となり、全庁横断的な体制のもと、各種取組みの見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら、計画を推進していく必要がある。

また、町だけでは対応できない事項については、国・都・関係機関・町民等の協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用等、平常時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

なお、本計画に基づく事業の実施については、資料編「資料2 関係府省庁の支援一覧」に示す交付金・補助金等を活用するものとする。

6.2 他の計画等の見直し

本計画は、八丈町のまちづくりにおける基本方針と整合を図るため、八丈町基本構想・八丈町基本計画の改訂に合わせて必要な見直しを検討する。

また、本計画に基づく取組みを確実に推進するため、八丈町実施計画における事業評価（進捗管理）とも連携して、関連事業等の進捗状況を定期的に把握し、フォローアップしていくものとする。

さらに、今後の社会経済情勢の変化や、国や都等の国土強靱化に関する施策の進捗状況等も考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討していく。

なお、本計画は、町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正等の時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

資料 1 KPI (需要業績評価指数) の一覧

担当課	No	KPI (需要業績評価指数)	令和 4 年度 (予定)	令和 7 年度 (予定)
企画財政課	1	都市計画基礎調査	実施	継続
総務課	2	噴火警戒案内板設置	実施	設置
	3	火山ハザードマップ作成	未作成	作成
	4	我が家の防災マップ作成	未作成	作成
	5	BCP 計画策定	未作成	作成
	6	防災行政無線保守点検	実施	継続
	7	防災行政無線デジタル化	実施	完了
住民課	8	一般廃棄物処理施設建設(管理型最終処分場)	実施	継続
	9	新クリーンセンター建設	実施	完了
	10	リサイクルセンター整備(案)	未着手	継続
福祉健康課	11	高齢者福祉施設建設	未作成	未定
	12	八丈島共同福祉作業所管理(建物修繕)	実施	継続
	13	八丈島第 2 共同福祉作業所建設	未作成	未定
	14	保育園管理(建物調査)	2 件	完了
	15	保育園整備	未着手	未定
建設課	16	町有財産管理(擁壁撤去)	実施	完了
	17	町営住宅建設 ・上浦団地建替 ・群ヶ平団地建替	2 棟 8 戸 3 棟 16 戸	1 棟 6 戸 2 棟 12 戸
	18	道路維持(長寿命化計画策定)	未作成	作成
	19	道路改良 ・藍ヶ江線 ・檜立中之郷線 ・中道伊郷名線 ・西見山黒金土 3 号線 ・ねぎばな水壺線 ・フゲガ山甲大庭線 ・新宮の平線 ・神湊 1 号線 ・赤石山安蔵山 1 号線	実施	継続
			実施	継続
実施			継続	
実施			完了	
実施			完了	
		実施	完了	
		実施	完了	
		実施	継続	
		実施	完了	
		未実施	継続	

担当課	No	KPI (需要業績評価指数)	令和 4 年度 (予定)	令和 7 年度 (予定)	
建設課	20	浸透池整備 ・ 三根 4833-1 浸透池 ・ 大賀郷 4537-2 浸透池	実施 実施	完了 完了	第 1 章
	21	道路維持管理工事・改修	実施	継続	
	22	橋梁管理 (大群陸橋現況調査)	実施	完了	第 2 章
	23	公園管理整備	実施	完了	
産業観光課	24	農業基盤整備 (農道整備)	実施	継続	第 3 章
	25	中之郷銚子の口ため池改修	実施	完了	
	26	森林整備 (森林情報管理システム)	実施	継続	
	27	物流センター整備 (建て替え)	未実施	令和 9 年度 以降	
教育課	28	小学校施設管理 ・ 三根小学校 ・ 大賀郷小学校 ・ 三原小学校	実施 実施 実施	継続 継続 継続	第 4 章
	29	中学校施設管理 ・ 富士中学校 ・ 大賀郷中学校 ・ 三原中学校	実施 実施 実施	継続 継続 継続	
	30	多目的ホール運営管理	実施	継続	
	31	公民館施設管理 ・ 三根公民館 ・ 大賀郷公民館 ・ 檜立公民館 ・ 中之郷公民館 ・ 末吉公民館	実施 実施 実施 実施 実施	継続 継続 継続 継続 継続	第 5 章
	32	歴史民俗資料館運営	実施	完了	
	消防本部	33	警防資機材整備	実施	継続
34		消防デジタル無線保守点検	実施	継続	
35		消防団資機材整備	実施	継続	
36		防火水槽整備	実施	継続	
37		消防施設整備	実施	継続	

※令和 4 年 3 月現在

資料 2 関係府省庁等の支援一覧

■令和4年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する

関係府省庁の支援等について

府省庁名	No	交付金・補助金の名称
内閣府	1	地方創生整備推進交付金
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金（一般施設整備費補助金）
	3	都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設整備費補助金）
総務省	4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金
	5	無線システム普及支援事業費等補助金
	6	消防防災施設整備費補助金
	7	緊急消防援助隊設備整備費補助金
文部科学省	8	学校施設環境改善交付金
	9	認定こども園施設整備交付金
	10	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
	11	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
厚生労働省	12	地方改善施設整備費補助金
	13	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	14	社会福祉施設等施設整備費補助金
	15	次世代育成支援対策施設整備交付金
	16	保育所等整備交付金
	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
農林水産省	18	農業・食品産業強化対策整備交付金（強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち卸売市場施設整備）
	19	農村地域防災減災事業費補助（農村地域防災減災事業）
	20	農山漁村地域整備交付金
	21	農業水利施設保全管理整備交付金
	22	農山漁村活性化対策整備交付金 （農山漁村発イノベーション等整備事業）
	23	農山漁村活性化対策整備交付金 （鳥獣被害防止総合対策交付金） 農山漁村活性化対策推進交付金 （鳥獣被害防止総合対策交付金）
	24	治山事業
	25	森林整備事業（山村強靱化林道整備事業）

府省庁名	No	交付金・補助金の名称
	26	林業・木材産業成長産業化促進対策
	27	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
	28	水産物供給基盤整備事業費補助（水産基盤整備事業）
	29	水産資源環境整備事業費補助（水産基盤整備事業）
	30	浜の活力再生・成長促進交付金
	31	漁村振興対策地方公共団体整備費補助金（漁港機能増進事業）
	32	海岸保全施設整備事業費補助（①海岸保全施設整備事業（農地海岸）、②海岸保全施設整備事業（漁港海岸））
経済産業省	33	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金
国土交通省	34	防災・安全交付金
	35	住宅市街地総合整備促進事業費補助（①密集市街地総合防災事業、②空き家対策総合支援事業、③地域居住機能再生推進事業、④地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）
	36	港湾改修費補助
	37	海岸保全施設整備事業費補助
	38	地籍調査費負担金
	39	地籍整備推進調査費補助金
	40	特定洪水対策等推進事業費補助
	41	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
	42	堰堤改良費補助
	43	特定土砂災害対策推進事業費補助
	44	下水道防災事業費補助
	45	都市安全確保促進事業費補助金
	46	無電柱化推進事業費補助
	47	道路交通安全施設等整備事業費補助
	48	道路更新防災等対策事業費補助
49	地域連携道路事業費補助	
50	交通連携道路事業費補助	
51	道路交通円滑化事業費補助	
52	空港整備事業費補助金	
環境省	53	自然環境整備交付金
	54	環境保全施設整備交付金
	55	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
	56	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （①地域レジデンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業、②建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

府省庁名	No	交付金・補助金の名称
	57	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）
	58	廃棄物処理施設整備交付金

※出典：令和4年1月19日 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議資料

■上記以外に活用中の交付金・補助金等

担当課	No	交付金・補助金名称
企業課	1	生活基盤施設耐震化等交付金
	2	水道水源開発等施設整備費国庫補助金
	3	東京都簡易水道事業等補助金
企業課・住民課	4	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）
	5	東京都浄化槽設置事業補助金
企画財政課	6	地方創生推進交付金
企画財政課・産業観光課	7	東京都地区海面利用協議会開催事業補助金
福祉健康課	8	東京都子育て推進交付金
	9	子ども子育て支援交付金
	10	介護予防・フレイル予防推進員配置事業補助金
	11	介護人材対策事業費補助金
	12	地域生活支援事業補助金
	13	法定事業補助金
	14	任意次号補助金
	15	とうきょうママパパ応援事業
	16	子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金
	17	子ども子育て支援交付金
	18	高齢包括補助事業補助金
	19	シルバー人材センター事業補助金
	20	地域支援事業交付金
	建設課	21
22		市町村土木補助事業（都市計画道路以外）補助金
23		区市町村公営住宅整備事業東京都補助金
産業観光課	24	農地防災事業補助金
	25	農山漁村地域整備交付金
	26	農地の創出・再生支援事業費補助金
	27	小規模土地改良事業補助金
	28	山村離島振興施設整備事業費補助金
	29	新規就農者定着支援事業補助金
	30	農業次世代人材投資事業補助金
	31	新規就農者経営発展支援事業補助金
	32	地域農政推進対策事業補助金
	33	農業者年金業務委託手数料
	34	東京都農業共済組合事務委託金
	35	島しょ地区松林保護緊急整備事業補助金)
	36	エダシヤク類防除等事業補助金
	37	島しょ観光資源・林産物生産振興事業補助金

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

担当課	No	交付金・補助金名称
産業観光課	38	林道高規格化事業費補助金
	39	島しょ漁業振興施設整備事業補助金
	40	水産物・加工流通促進対策事業補助金
	41	自然環境整備交付金
	42	多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金
	43	歩行者用観光案内標識設置支援事業補助金
	44	区市町村観光インフラ整備支援補助金
	45	農地中間管理事業委託金
	46	生産・販売強化対策事業補助金
	47	東京都島しょ観光産業活性化支援事業補助金
	48	東京都島しょ地域「宝物」ブランド戦略支援補助金

※令和4年3月現在